

計画作成年度	平成30年度
変更作成年度	令和2年度
計 画 主 体	雫石町

雫石町鳥獣被害防止計画（第一回変更）

<連絡先>

担 当 部 署 名	雫石町役場 農林課
住 所 地	岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1
電 話 番 号	019-692-6495
F A X 番 号	019-692-1311
メ ー ル ア ド レ ス	nourin@town.shizukuishi.iwate.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ニホンジカ、タヌキ、ハクビシン、カラス、アオサギ、ゴイサギ、カワウ、イノシシ、ニホンザル
計画期間	平成31年度～令和3年度
対象地域	岩手県雫石町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度）

鳥獣の種類	被害の状況	
	品目	被害数値
ツキノワグマ	水稻	216 千円 20.0a
	野菜等（スイカ、メロン、スイートコーン、トマト）	380 千円 25.0a
	果樹等（リンゴ、ブドウ、モモ）	209 千円 8.0a
	飼料作物（デントコーン）	764 千円 80.0a
	濃厚飼料	153 千円 50 袋
ニホンジカ	水稻	10 千円 1.0a
	飼料作物（牧草）	6 千円 1.0a
タヌキ・ハクビシン	野菜等（イチゴ、トマト、スイートコーン、スイカ、メロン）	404 千円 6.0a
	果樹等（リンゴ、ブドウ）	197 千円 2.0a
カラス	野菜等（すいか、スイートコーン、りんご）	-千円 -a
アオサギ・ゴイサギ・カワウ	水稻	-千円 -a
	アユ・ヤマメ・	-千円 -a
	ギンザケ	-千円 -a
イノシシ	水稻	864 千円 80.0a
	野菜等（カボチャ）	14 千円 2.0a
	麦類	1 千円 2.0a
	イモ類	57 千円 4.0a
	飼料作物（牧草）	724 千円 120.0a
	花卉類（ユリの根）	98 千円 0.5a
ニホンザル	被害なし	

(2) 被害の傾向

【ツキノワグマ】

山に食べ物が少なくなる 5 月頃から 9 月頃にかけて人里近くに現れ、牛舎の牛の飼料をはじめ、飼料作物（デントコーン）、スイートコーン、乳熟期の稲やスイカ、メロン、ブドウ、リンゴを食害する事例が多くみられる。また、近年は隔年で出没件数が増減を繰り返す傾向がみられ、夜間庭先を往来している報告を受けているほか、中心市街地にある農地でも、食害や足跡の報告があり、人身被害も発生しているため、町民等への注意喚起が必要である。

【ニホンジカ】

水稻圃場に侵入し生育期から収穫期までの食害などが近年散見されている。特に生育中期における食害が著しいほか、牧草の 2 番草での食害が目立つ。また、ニホンジカは中心地の車道上で車にはねられて発見されるケースや、北部の草地で目撃されていることから生息域が町内全域に広がっており被害拡大が懸念される。

【タヌキ・ハクビシン】

トマトやイチゴ、ブドウ、スイートコーンを食害するほか、ハクビシンは住宅の屋根裏に侵入し、糞尿による天井のシミ等の被害があり、農作物の被害状況等から生息数はかなりの頭数になるものと思われる。

【カラス】

雫石町全域においてスイートコーンや果樹等への被害が確認されているが、被害額の算定までには至っていない。また、牛舎に侵入し牛に危害を加える等の被害も報告されている。

【アオサギ・ゴイサギ・カワウ】

河川に放流したヤマメやアユの稚魚を中心に食害する他、ギンザケの養魚施設においても、稚魚の食害も報告されているが被害額の算定までには至っていない。また、水稻圃場に侵入し生育期の稲を踏み荒す等の被害が多く見られる。特にアオサギが水稻圃場に侵入している姿が多く見られる。

【イノシシ】

平成28年2月に町内で初めてイノシシの姿がセンサーカメラで確認されて以降、御所地区を中心に被害が爆発的に拡大し、主なものは水田の畦畔の掘返し、水稻の踏み荒し被害の他、乳熟期の稲、イモ類、豆類、麦類の食害である。中でも水稻の踏み荒し被害は深刻であり、稲刈りができない圃場がいくつも見られている。また、イノシシの目撃、被害等が見られなかった西山地区においてもゴルフ場の芝生の掘返しや牧草地の掘返し被害が見られるようになり、目撃情報も多く寄せられている。今後、町内全域において農作物被害の拡大、さらには人身被害の発生も懸念される。

【ニホンザル】

平成 26 年度末から七ツ森地区及び町内数カ所でいずれも 1 頭の目撃情報があった。近年は目撃情報、農作物や果樹への被害は報告されていないが、被害の大きい沿岸南部からの侵入が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

○ツキノワグマ

指 標	現状値（平成２９年度）	目標値（令和３年度）
被害金額	１，７２２千円	１，３７７千円
被害面積	１３３．０ a	１０６．４ a

○ニホンジカ

指 標	現状値（平成２９年度）	目標値（令和３年度）
被害金額	１６千円	１３千円
被害面積	２．０ a	１．６ a

○タヌキ・ハクビシン

指 標	現状値（平成２９年度）	目標値（令和３年度）
被害金額	６０１千円	４８０千円
被害面積	８．０ a	６．４ a

○カラス

指 標	現状値（平成２９年度）	目標値（令和３年度）
被害金額	— 千円	— 千円
被害面積	— a	— a

○アオサギ・ゴイサギ・カワウ

指 標	現状値（平成２９年度）	目標値（令和３年度）
被害金額	— 千円	— 千円
被害量	— a	— a

○イノシシ

指 標	現状値（平成２９年度）	目標値（令和３年度）
被害金額	１，７５８千円	１，４０６千円
被害量	２０８．５ a	１６６．８ a

○ニホンザル

指 標	現状値（平成２９年度）	目標値（令和３年度）
被害金額	被害なし	— 千円
被害量	被害なし	— a

※各対象鳥獣とも現状値よりおおむね２０％減を目標値とした。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	- 平成 25 年度から雫石町猟友会員を構成員とする雫石町鳥獣被害対策実施隊を結成し、追払いや現地パトロールによる被害防除活動、わな及び銃器による捕獲活動を実施している。 (大型・小型獣類用の箱罠・囲い罠等、国の補助事業により整備した。) - 新規ハンター確保対策事業により、狩猟免許取得、銃器及び関連装備品にかかった経費の一部に対し補助金を交付している。	- 罠による捕獲（イノシシ）には見回り、餌付け等を約 1 ヶ月にわたり行う必要があり時間と労力を使うため、ICT による新技術の実証を検討する。 - 雫石町鳥獣被害対策実施隊の主体である猟友会構成員の減少や高齢化が進んでおり、捕獲体制の維持が困難になりつつあるため、捕獲業務に係る担い手の育成が急務となっている。
防護柵の設置等に関する取り組み	- 防護柵については、農家個々による電気柵の設置が行われている。設置費用の一部を町が補助する事業も実施している。 - 広報紙面等によりツキノワグマ被害防止のための対策等の啓発を行っている。	- 農家自らが積極的に被害対策に取り組む必要がある。 - 複数の農業者や農家組合等、地域ぐるみで被害対策の取り組みが必要である。 - 山際の刈払いを行い緩衝体を設ける、耕作放棄地をなくす、収穫しない果樹木（栗・柿等）は伐採するなどの対策も電気柵と並行して行う必要がある。

(5) 今後の取組方針

山際の被害が多いことから、定期的な刈払い等による緩衝帯の整備を行う。

捕獲機材や ICT 技術の実証実験や導入の検討を行い、安全で効果的なわな等の活用を図る。

農家や自治会、農家組合等と連携を強め、地域ぐるみで農作物被害を防止するための防護対策及び技術指導等の連携を強め対策を講じていく。

捕獲の担い手育成のため、新規ハンター確保対策事業を継続していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲については雫石町猟友会員を構成員とする平成 25 年度に結成した雫石町鳥獣被害対策実施隊により実施している。

農作物被害は、中山間地帯で多発し、野生鳥獣も多く生息している。散弾銃のみの有害捕獲では、至近距離からの発砲が必要となり、対象獣に気づかれ有害捕獲が進まない状況にあるためライフル銃の所持が必要である。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
平成 31 年度～ 令和 3 年度	ツキノワグマ ニホンジカ タヌキ・ハクビシン カラス アオサギ・ゴイサギ・カ ワウ イノシシ ニホンザル	捕獲については、各年度とも対象鳥獣による被害状況に応じ、わなや銃器、ICT 新技術等を使用した捕獲体制を検討し、最も効果が期待できる方法で捕獲に取り組む。 新たな捕獲の担い手育成については、新規ハンター確保対策事業を活用し、若手の狩猟者確保に努める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

【ツキノワグマ】

町としての捕獲頭数目標は設定しないが、県の第 4 次ツキノワグマ管理計画に基づき適正な捕獲を実施する。ツキノワグマの個体数の減少を防ぐため、被害状況を考慮しつつ被害防止対策（注意喚起、誘引物の除去、防御や追払い等）を講じた上で、効果が得られない場合は、必要最小限の捕獲を行なうこととする。

【ニホンジカ】

県の第 5 次シカ管理計画に基づき効果的な捕獲方法を検討すると同時に可能な限りの捕獲数を計画する。

【タヌキ】

被害状況に応じて捕獲数を計画する。

【ハクビシン】

被害状況に応じた可能な限りの捕獲数を計画する。

【カラス】

被害が広範囲にわたって見られることから可能な限りの捕獲を目標とする。

【ゴイサギ・カワウ】

可能な限りの捕獲を目標とする。

【アオサギ】

アオサギに関しては、被害の実態を十分調査し、捕獲以外の被害防止方法を検討のうえ、被害状況に応じた捕獲数を計画する。

【イノシシ】

県の第2次イノシシ管理計画に基づき箱罠、囲い罠、くくり罠、猟銃及びICT新技術の活用も検討し、地域にあった効果的な捕獲方法を検討すると同時に可能な限りの捕獲数を目標とする。

【ニホンザル】

現在、農作物被害は発生していないが、今後、被害が発生した場合は被害状況を考慮しつつ被害防止対策（注意喚起、誘引物の除去、防御や追払い等）を講じた上で、効果が得られない場合は、必要最小限の捕獲を行なうこととする。

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数 等		
	平成 3 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
ツキノワグマ	※ 頭	※ 頭	※ 頭
ニホンジカ	2 0 頭	2 0 頭	2 0 頭
タヌキ・ハクビシン	5 0 頭	5 0 頭	5 0 頭
カラス	1 5 0 羽	1 5 0 羽	1 5 0 羽
アオサギ・ゴイサギ・ カワウ	各 3 0 羽	各 3 0 羽	各 3 0 羽
イノシシ	3 0 頭	3 0 頭	3 0 頭
ニホンザル	※	※	※

※ ツキノワグマ・ニホンザルについては、被害防止対策を行ったうえで、捕獲以外に被害を防ぎきれない場合に捕獲する。

捕獲等の取組内容	
*ツキノワグマ	わなによる捕獲（5月～11月）
*ニホンジカ	わな及び銃器による捕獲（4月～3月）
*タヌキ・ハクビシン	わなによる捕獲（4月～3月）
*カラス	銃器による捕獲（4月～3月）
*アオサギ・ゴイサギ ・カワウ	銃器による捕獲（4月～3月）
*イノシシ	わな及び銃器による捕獲（4月～3月）
*ニホンザル	わな及び銃器による捕獲（4月～3月）

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容	
○ライフル銃による捕獲等を実施する必要性	
・侵入防止柵の設置、罟や散弾銃を利用した有害捕獲を実施しているが、農作物被害は恒常的に発生し、特にイノシシによる被害は拡大傾向にある。 ・当地域の農作物被害は、中山間地帯で多発し、野生鳥獣も多く生息している。散弾銃のみの有害捕獲では、至近距離からの発砲が必要となり、対象獣に気づかれ有害捕獲が進まない状況にある。 ・射程の長いライフル銃による有害捕獲を実施することにより、遠距離からの捕獲が可能となり精度も上がり、捕獲率が向上する。また、半矢を防止することができる。	
雫石町鳥獣被害対策実施隊	30名
うちライフル銃所持人数	13名
○取組内容	
・イノシシ及びニホンジカの有害捕獲	
捕獲手段：ライフル銃による捕獲	
捕獲予定時期：4月～3月	
捕獲予定箇所：町内一円	
・ツキノワグマの有害捕獲	
捕獲手段：基本は罟によるが止むを得ない場合はライフル銃により捕獲	
捕獲時期及び捕獲場所：有害鳥獣捕獲許可による	

(4) 許可権限委譲事項

対 象 地 域	対 象 鳥 獣
雫石町	アオサギ

4.

防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整 備 内 容		
	平成31年度	令和2年度	令和3年度
ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン タヌキ イノシシ	電気柵の設置 3,000m (町単独補助)	電気柵の設置 3,000m (町単独補助)	電気柵の設置 3,000m (町単独補助)

(2) その他被害防止に関する取組

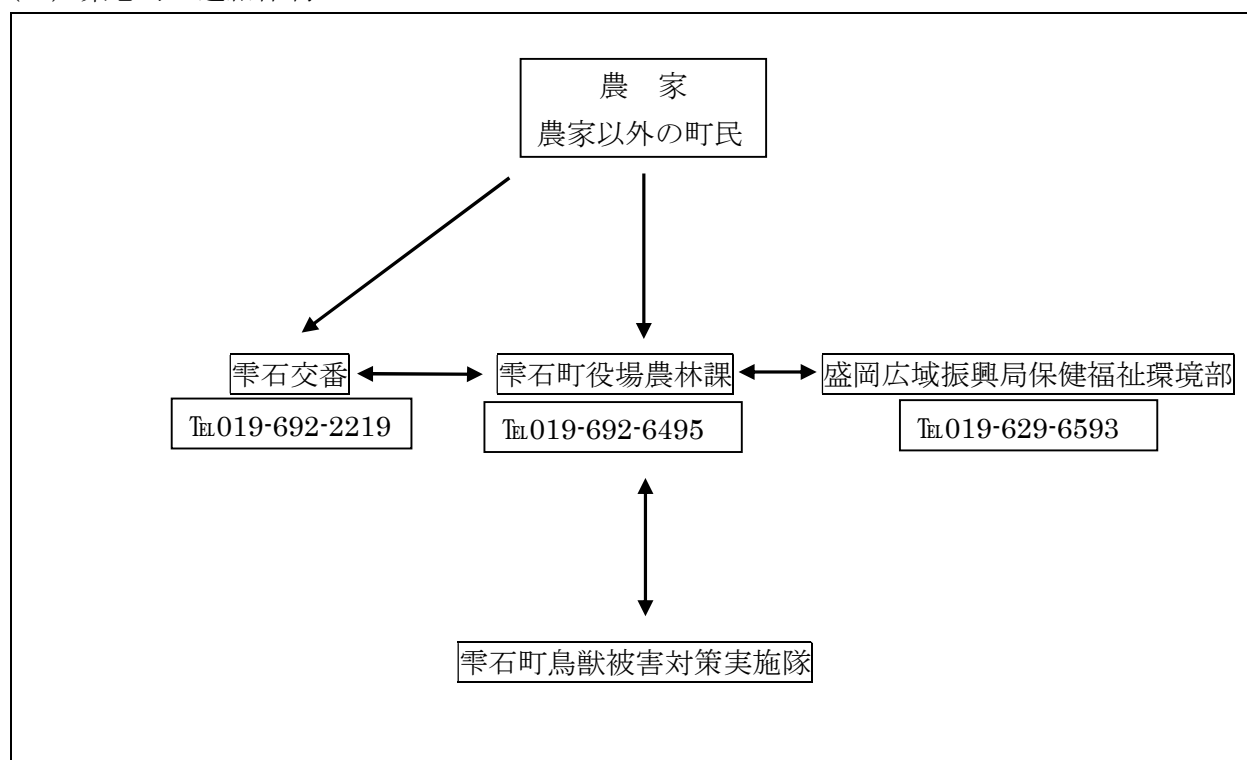
年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
平成31年度～ 令和3年度	ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン タヌキ ニホンザル イノシシ カラス・アオ サギ・ゴイサ ギ・カワウ	・生息状況及び行動域に関する調査の実施 ・雫石町鳥獣被害対策実施隊による巻狩りの実施 ・農作物収穫残渣等の除去や花火等の導入による被害未然防止など自衛対策の強化 ・被害防止のための研修会や講習会の開催による被害防止対策の普及啓発及び各種情報の発信 ・農業者、集落が地域ぐるみで実施する鳥獣被害防止対策への支援 ・定期的な刈払い等による緩衝帯の整備

５．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の役割	役 割
盛岡広域振興局保健福祉環境部	有害鳥獣捕獲等の許可、指導、助言
盛岡広域振興局農政部	農作物鳥獣被害防止の指導、助言
盛岡西警察署雫石交番	住民の生命、身体、又は財産の保全
雫石町	全体総括、有害鳥獣捕獲等の許可
新岩手農業協同組合	農業分野における取りまとめ及び意見提言
岩手県農業共済組合盛岡地域センター	農業被害における情報提供及び意見提言
盛岡広域森林組合	林業分野における取りまとめ及び意見提言
雫石川漁業協同組合	漁業分野における取りまとめ及び意見提言
新岩手農業協同組合雫石地区農家組合協議会	被害状況報告
鳥獣保護巡視員	野生動物の保護及び管理の視点における意見提言
雫石町猟友会	有害捕獲活動等に関する取組及び意見提言

（２）緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

岩手県では、放射性物質の影響により出荷制限がかかっているが、今後制限が解除され、費用対効果が見込める場合は食肉としての利活用も検討する。カラス、ハクビシン等食肉利用に適さない個体については、埋設処分の身体的負担や環境負荷を軽減するために、ごみ焼却施設での処理を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

岩手県では、放射性物質の影響により出荷制限がかかっているが、今後出荷制限が解除され、費用対効果が見込める場合は食肉としての利活用も検討する。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
- 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	雫石町鳥獣被害防止対策協議会（平成 25 年 3 月設立）
構成機関の名称	役 割
雫石町	総括・事務局を担当し、協議会に関する連絡調整及び事業運営を行う。
盛岡広域振興局農政部農業振興課	有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止の指導・支援を行う。
盛岡農業改良普及センター	有害鳥獣被害対策情報の提供及び被害防止の指導・支援を行う。
盛岡広域振興局保健福祉環境部環境衛生課	有害鳥獣捕獲等の許可に関する情報提供、個体調整指導、助言を行う。
新岩手農業協同組合 南部営農経済センター	農作物被害状況等の情報収集及び組合員に対する鳥獣被害防止に関する各種情報の提供・指導を行う。
岩手県農業共済組合盛岡地域センター	農作物被害状況等の情報提供及び鳥獣被害防止に関する各種情報の提供・指導を行う。
盛岡広域森林組合	林業被害の状況等や有害鳥獣の生息行動等に関する情報の提供を行う。
雫石川漁業協同組合	漁業被害の状況等や有害鳥獣の生息行動等に関する情報の提供を行う。
新岩手農業協同組合 雫石地区農家組合協議会	農作物被害状況等の情報収集や、地区及び地域住民の協力体制の構築を行う。

雫石町猟友会	有害鳥獣の捕獲に係る情報や、生息状況等に関する情報の提供を行う。
鳥獣保護巡視員	野生動物保護の視点から有害鳥獣の捕獲における意見や情報の提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
なし	

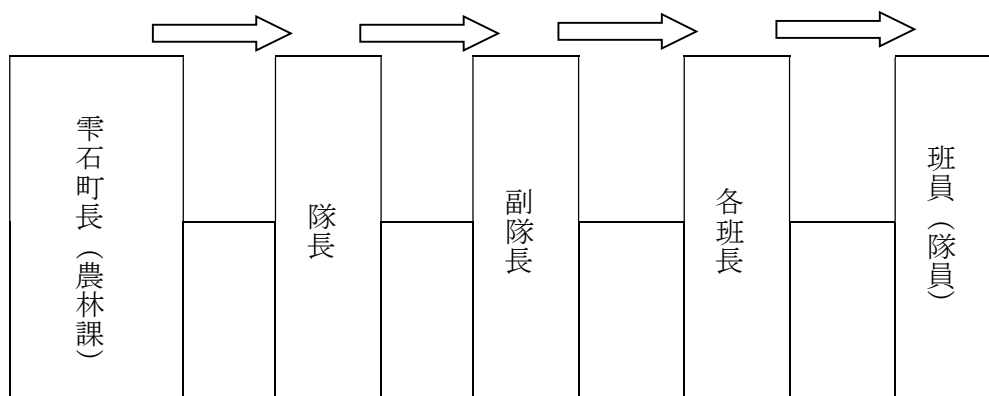
(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置する。(平成25年度設置済。 構成：雫石町職員、雫石町猟友会会員、状況により農家も加える。)

・雫石町鳥獣被害対策実施隊体制図

隊長 (1 名)				
副隊長 (1 名)				
西山班	雫石班	御明神班	御所第1班	御所第2班
班長 (1 名)	班長 (1 名)	班長 (1 名)	班長 (1 名)	班長 (1 名)
班員 (4 名)	班員 (5 名)	班員 (4 名)	班員 (6 名)	班員 (6 名)
雫石町猟友会会員 30 名				

・指示連絡体制図



(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

今後、有害鳥獣による被害状況の拡大や変化がみられる場合には、協議会の構成機関の見直しや、役割について再検討し体制の強化を図る。また、雫石町鳥獣被害対策実施隊員の構成・規模・活動内容についても、被害の内容に応じて、効果的な体制づくりを図る。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

○狩猟者の育成

現在、雫石町猟友会の構成員30名で、ほとんどが60歳以上となっているが、20代から40代の狩猟免許の取得者は10名となり、若手狩猟者の増加傾向にある。

今後は、狩猟方法等の技術を伝え守っていくため、若手狩猟者の育成が急務となっている。新規ハンター確保対策事業を活用し、新たな捕獲の担い手育成を進めるなどの支援策を継続していく。

○営農指導の推進

鳥獣被害を受けずに、農家が農作物の収穫という目的が達成される必要がある。そのために農業関係団体等との連携を密にし、鳥獣被害対策も同時に指導していく。